平成２９年（フ）第３４２号
大阪府泉南郡岬町深日1873番地
破産者　株式会社安藤工務店
1　決定年月日　平成30年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成３０年（フ）第１１６号
札幌市東区東雁来10条４丁目２番７号
破産者　株式会社松野商会
1　決定年月日　平成30年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１７号
群馬県利根郡昭和村大字川額1013番地
破産者　有限会社高瀬工業
1　決定年月日　平成30年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所沼田支部破産係

平成２９年（フ）第１４５３号
埼玉県鴻巣市袋670番地16
破産者　株式会社アビリティー
1　決定年月日　平成30年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第１１４号
東京都町田市鶴間203番地12
破産者　エレキサプライ株式会社
1　決定年月日　平成30年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第１１５号
東京都町田市成瀬台１丁目21番地３ウィンディアＮ２―22
破産者　森　　和子
1　決定年月日　平成30年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第２１８号
東京都東久留米市滝山７―17―24滝山房美ビル502、住民票上の住所東京都東久留米市滝山７丁目13番３号
破産者　長谷　葉子
1　決定年月日　平成30年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１４４９号
愛知県知多市日長台261番地
破産者　合同会社ＭＡＩフードサービス
1　決定年月日　平成30年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１５０２号
名古屋市中区丸の内２丁目13番34号
破産者　株式会社プラネッツ
1　決定年月日　平成30年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１５０４号
名古屋市中区丸の内２丁目13番34号
破産者　有限会社Ｐ’ｓＢｒｉｄａｌ
1　決定年月日　平成30年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第４０８号
兵庫県赤穂市木津1325番102
破産者　株式会社エヌ・ピー
1　決定年月日　平成30年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第２８１号
大分市大字久土449番地の１
破産者　亡徳丸緑相続財産
1　決定年月日　平成30年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第３０９号
群馬県利根郡みなかみ町湯原701番地
破産者　株式会社ひがきホテル
1　決定年月日　平成30年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成３０年（フ）第５７号
東京都立川市幸町１丁目28番地の52、商業登記簿上の本店所在地東京都中野区中野２丁目11番４号Ｒｅｎａｉｓｓａ紅葉山03―02
破産者　株式会社Ｈａｎｄ　ｉｎ　Ｈａｎｄ
1　決定年月日　平成30年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第１１７号
東京都西東京市新町５丁目６番18号
破産者　有限会社佐藤建工
1　決定年月日　平成30年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第１１８号
東京都西東京市新町５丁目６番18号
破産者　佐藤　　周
1　決定年月日　平成30年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１７８１号
横浜市西区花咲町６丁目145番地
破産者　株式会社ファイブ・ディー
1　決定年月日　平成30年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１９３号
横浜市南区弘明寺町字北ノ前26番地
破産者　株式会社Ｋリビングテック
1　決定年月日　平成30年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第２８６号
横浜市都筑区南山田町4026番地
破産者　株式会社リマニュファクチャリング
1　決定年月日　平成30年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第２４号
川崎市多摩区宿河原６丁目５番33号　コスモスハイツ２　103
破産者　小笠原由美
1　決定年月日　平成30年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第５３２号
静岡市駿河区敷地２丁目９番５号
破産者　有限会社伝匠
1　決定年月日　平成30年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１８号
三重県伊勢市西豊浜町5064番地１
破産者　中山　浩樹
1　決定年月日　平成30年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊勢支部破産係